

岩手県監査委員告示第29号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第7号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
 岩手県監査委員 高 橋 昌 造
 岩手県監査委員 吉 田 政 司
 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 (1) 監査対象機関名 岩手県福祉総合相談センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年1月8日

イ 本監査実施日 平成26年2月14日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>児童保護措置費負担金に係る債権の管理に当たり、督促期限後相当期間経過してから督促状を発付しているものが255件、1,973,600円、納入後相当期間経過してから過誤納金を還付しているものが1件、10,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、同様の事例について指摘したにもかかわらず、改善が認められなかったものであることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。</p>	<p>債権の管理については、督促状の発付時期について、課職員間での情報の共有化を図ることとし、発付時期のチェックを行うこととした。</p> <p>過誤納金の還付については、債権の消込をする際には収納済一覧表に債権管理簿の写しを添付し、納入状況及び還付時期のチェックを行うこととした。</p> <p>また、各債権について時効状況の確認を行い時効完成済債権は不納欠損の処理を行うこととした。</p> <p>なお、過誤納金の還付については、前年度監査でも指摘を受けていたが、台帳の整理を行いチェック体制を整えた。</p>

2 (1) 監査対象機関名 岩手県宮古児童相談所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年12月12日

イ 本監査実施日 平成26年1月29日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>児童福祉施設入所に伴う負担金の徴収に当たり、滞納処分マニュアル等に基づく債権管理を行っていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>負担金の徴収については、相談担当職員等が負担金の滞納状況を把握できるようにし、定期的な督促状の送付を行い、家庭訪問及び電話等により納入の指導を行うこととした。</p> <p>また、入所時に滞納防止について作成したパンフレットにより、保護者の指導を行うこととした。</p>

3 (1) 監査対象機関名 岩手県立杜陵学園

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年1月28日

イ 本監査実施日 平成26年2月12日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年3月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	工作物の管理については、毎年度管財課から通知される年度末財産事務の通知に併せて、財産管理簿の点検を行い登録漏れや異動等の確認を行い、工作物を伴う工事を行った時は、財産登録の必要性について管財課に確認し、必要な場合は即時に登録することとした。